

決算月をいつに設定すればよいか？

Q&A

Q：当社は3月決算です。季節的要素から毎年期末の3月になると、ぐんと売上と利益が伸びるというパターンです。利益が出るのはいいのですが、それに応じて払う税金も多くなります。「決算月の設定次第で節税をできる場合がある」と知人に聞いたことがあるのですが、本当なのでしょうか？

A：実は決算月をいつにするかは企業経営にとって大切なことです。特に業績が季節変動するような業種の場合、決算月の設定をよく考える必要があります。では、1年を通じて最も利益が大きく上がる月は、期首と期末、どちらに設定したほうがいいのでしょうか？

答えは期首になります。その理由は、期末までじっくりと時間をかけて節税対策ができるからです。逆に、期末に利益を大きく上げると、節税対策をする時間がありません。ラストスパートよりも先行逃げ切りなのです。

決算期の変更は、株主総会の決議後に決算期変更の旨の届出を税務署に行えばOKです。登記の必要はなく、費用もかかりません。また、届出期限がないので、申告期限前ならば決算期後でも届出が可能です。

ただし、決算期変更で1年未満の営業年度になる場合は「交際費の600万円控除枠」「減価償却費」「地方税均等割」を月数按分にすることを忘れずに。詳細については、会計事務所におたずねください。